

川南町農業委員会 総会議事録

1 日 時 令和7年6月30日(月) 開会 午前 9時00分
閉会 午前 10時30分

2 場 所 川南町役場 別館3階 第5会議室

3 出席委員

(委員)

1番	山下 栄	2番	森 信幸	3番	長友 順子
4番	井尻 恵雄	5番	戸高 一志	6番	橋口 裕二
7番	佐光 真美	8番	河野 博子	9番	杉尾 英敏
(農地利用最適化推進委員)					
10番	江藤 宗武	11番	佐藤 伸義	12番	永友 昭
13番	河野 伊栄雄	14番	林田 泰代	15番	樽見 一寛
16番	黒木 正行	17番	有澤 章	18番	阿部 洋子

4 欠席委員

5 議事日程

第1	諸報告
第2	会議録署名委員の指名
第3	会期の決定
第4	議案第23号 農地所有適格法人の承認について
第5	議案第24号 農地法第5条の事業計画変更申請の承認について
第6	議案第25号 農地法第3条の規定による申請の許可について
第7	議案第26号 農地法第5条の規定による申請の承認について
第8	議案第27号 農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について
第9	議案第28号 農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について
第10	議案第29号 非農地証明願の承認について
第11	その他(行事予定)

6 会議録署名委員 8番 河野 博子 9番 杉尾 英敏

7 職務のため出席した者の氏名

事務局長	今井 孝洋	局長補佐	米田 正清	係長	緒方 恵美
主事	河野 睦				

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
あいさつ	議長	皆様、おはようございます。 ＜ あいさつ ＞ それでは、6月の定例総会を始めます。
諸報告	議長	【日程第1】「諸報告」を議題とします。諸報告を局長が行います。
	局長	議長、局長。 それでは、6月の諸報告をさせていただきます。 5日、児湯農業改良普及事業推進協議会総会が児湯農業改良普及センターで開催され、会長が出席されました。 10日、農家相談日でした。 後ほど、担当委員は報告をお願いします。 同日、宮崎県農業会議常設審議委員会及び理事会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 19日、農地転用等審査会及び農業振興地域整備計画変更現地調査会第2小委員会を開催しました。 24日、宮崎県農業会議通常総会が宮崎県トラック協会で開催され、会長が出席されました。 本日、6月定例総会であります。 総会終了後、勉強会を開催しますので、全員の出席をお願いします。 以上でございます。
報告 農家相談	議長	農家相談について、担当委員の報告をお願いします。
	14番	議長、14番。 6月10日、午前9時より役場第3会議室で3番委員と農家相談を行いました。相談件数は、1件でした。 ＜農家相談 報告＞
	議長	諸報告が終わりましたが、承認することよろしいでしょうか。 (異議なしの声)

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	諸報告は、承認することといたします。
会議録署名 委員指名	議長	【日程第2】「会議録署名委員の指名」でございますが、 本日は、 8番 河野 博子(かわの ひろこ)委員 9番 杉尾 英敏(すぎお ひでとし)委員 を指名いたします。
会期の決定	議長	【日程第3】「会期の決定」でございますが、本日1日限り としたいと思いますが、御異議はありますか。 (異議なしの声)
	議長	本日1日限りといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第23号 法人適格	議長	【日程第 4】 議案第23号 「農地所有適格法人の承認について」 を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第23号 「農地所有適格法人の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の、承認申請件数は1件でございます。 法人名称、所在、代表取締役、取締役及び目的は、別紙記載のとおりでございます。 事務局からの補足説明を受けて、御審議の上、御承認頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 事務局からの説明を受けて、審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	事務局	議長、事務局。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。 申請法人は、小野株式会社 代表取締役 小野和博(平成 27年6月1日設立)であります。農地所有適格法人の要件であります、①法人形態要件②事業要件③議決権要件④役員要件全てを満たしていることをご報告いたします。 小野株式会社は、養豚業を営んでおり、冬場の肥育豚舎の敷料として、干し草を自ら生産したいとのことです。 尚、関連議案として議案第27号第2号で農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認案件を提出しています。御審議よろしくお願い致します。
	議長	1号 について、事務局からの補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	4番	議長、4番 この会社は、今も敷料を作っているのか。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	事務局	議長、事務局 現在は、養豚業のみを営んでおり、敷料の生産は行っておりません。
	議長	他にはございませんか。ないようですので、採決いたします。 賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第24号 5条計画変更	議長	【日程第 5】 議案第24号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第24号 「農地法第5条の事業計画変更申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の農地法第5条の規定による変更承認申請は、1件でございます。 申請人、地番、地目、地積及び用途は別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	2番	議長、 2番 。
		1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりでございまして、平成6年4月27日シレイ6005-5-1-24で許可されたものでありますが、そのままになっており、今回、承継人は、被承継人の娘婿になるとのことで、住宅を建てるとのことです。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第25号 3条許可	議長	【日程第 6】 議案第25号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第25号 「農地法第3条の規定による申請の許可について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の許可申請件数は、3件でございます。 申請人、該当農地及び耕作する者の農業経営状況は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、申請案件に対する農地法第3条許可の御決定をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明をいただき、審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	17番	議長、17番 。 1号 について補足説明いたします。 内容は、記載のとおりです。受人と渡人は親戚関係ということです。贈与する農地は、尾脇の受人宅近くで、田んぼとして使用するものです。 農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	11番	議長、11番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。受入は、ブローラーを経営しております。今回、渡人の農地を借りて甘藷を作るということです。資料には記載されておりませんが、賃料は10アール当たり1万円ということです。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願います。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、許可することといたします。
	議長	次に、 3号 。
3号 補足説明	16番	議長、16番 。 3号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、黒坂の信号機から海の方へ曲がって突き当たりまで行って、そこからさらに海の方へ向かって入ったところの一番奥に畑があります。甘藷が植わっていました。3条の売買になります。農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。ご審議よろしく願います。
	議長	3号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号 については、許可することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第26号 5条承認	議長	【日程第 7】 議案第26号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第26号 「農地法第5条の規定による申請の承認について」 その提案理由の説明を申し上げます。 本議案の承認申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、用途及び施設の概要計画は、別紙記載のとおりでございます。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補足説明を頂きまして、御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
委員長報告	7番	議長、 7番 。 第2小委員会の委員長報告を行います。 6月19日、転用等審査会を実施しました。9時より第3会議室にて事務局の説明を受けた後に現地確認を行いました。 1号については、牛舎が建ったのが30年くらい前で、名義変更する際に誤りがあったということで上がってきております。2号については、先ほど事業計画変更申請にでてきたものであり、再度、申請があがってきているものです。1号2号ともに始末書を付けて上がってきており、委員会としては許可相当と判断しました。担当委員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員の補足説明を受けて審議を進めてまいります。
	議長	1号 。
1号 補足説明	10番	議長、10番 。 1号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、高森から平田神社へ向って橋を渡ってすぐ左手に牛舎があるところです。受手の旦那さんが亡くなって牛を廃業されて、名義を確認したところ、亡くなった旦那さんの甥っ子になっていたとのことで、使用者の名義に正すというものです。申請地の農地の区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断されますが、申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号 については、承認することといたします。
	議長	次に、 2号 。
2号 補足説明	2番	議長、 2番 。 2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりであります。先ほどの事業計画変更の件であります。場所は、通山小学校の前の道を通浜の方に行きまして、坂の降り口あたりになります。農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から第2種農地と判断されます。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合であるため立地基準を満たし、かつ一般基準も満たすため許可相当と判断されます。始末書の提出もありますので、追認できると判断されます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。ご審議よろしく願いいたします。
	議長	2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
		御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第27号 促進(所有権)	議長	【日程第 8】 議案第27号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第27号 「農用地利用集積等促進計画(所有権移転)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、2件でございます。 申請人、該当農地、所有権移転の内容は、別紙記載のとおりでございます。 担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。 担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号、2号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	14番	議長、14番 。 1号、2号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、小野株式会社の豚舎南側の農地で約9反ほどになります。特例事業を利用した即売りの売買になります。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号、2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号、2号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 8番 委員の退室を求めます。 ＜ 8番 委員退室 ＞
	議長	3号、4号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
3号、4号 補足説明	18番	議長、18番 。 3号、4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は番野地の郵便局から西の方に200メートルくらい入った右手の土地になります。譲渡人は、施設に入居しており意思疎通ができないとのことで、この度、成年後見人が見つかったとのことで、売買になりました。特例事業規程の要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	3号、4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号、4号 については、承認することといたします。
	議長	ここで 8番 委員の入室を許可します。 ＜ 8番 委員入室 ＞

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第28号 促進(中間	議長	【日程第9】 議案第28号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」を議題といたします。提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第28号 「農用地利用集積等促進計画(農地中間管理権設定)の承認について」その提案理由の説明を申し上げます。 この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第11項の規定により、別紙、農用地利用集積等促進計画の作成を農地中間管理機構に要請するため、計画の承認を求めるものでございます。 本案件の申請件数は、20件でございます。 内訳は、新規が1号から30号までの15件、更新が31号から40号までの5件でございます。 申請人、該当農地、設定する利用権は、別紙記載のとおりでございます。 新規案件につきましては、担当委員の補足説明をいただきまして、御審議の上、設定された農用地利用集積等促進計画の御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。
	議長	提案理由の説明が終わりました。
	議長	ここで 4番 委員の退室を求めます。 ＜ 4番 委員退室 ＞
	議長	1号からの新規案件について、担当委員の補足説明を受けて審議を進めていきます。
	議長	1号、2号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
1号、2号 補足説明	15番	議長、15番。 1号、2号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、市納から鵜戸の本に行く途中の右手の山側に行ったところです。夏場は、別の人が牧草を、冬場は、借手が大根を作るとのことです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	1号、2号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	6番	議長、 6番 。 今の説明では、冬しか作らない。夏は別の人に貸すということですが、中間管理を介するということは、季節ごとに契約を結ばないといけないような気がします。そこはどうなっていますか。
	事務局	議長、事務局。 裏作、表作のそれぞれで、契約をすべきではないかということですが、契約は、耕地面積のダブルカウントを避ける意味でも1者との契約となっています。
	5番	議長、 5番 。 公社をとおしていることですので、公社に実情を話して、何も言わなければいいのじゃないでしょうか。
	議長	こういう事例の場合は、どうなるのか公社に確認して、裏作についても契約が必要な場合は、改めて借手と貸手の契約を進めていくことも考えられますので、次回の総会までに確認をしていただきたいと思います。
	議長	他にはございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	1号、2号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	3号、4号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
3号、4号 補足説明	15番	議長、15番 。 3号、4号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、サンエフからずっと西に行った右側にあります。トウモロコシが植わっております。これも冬場に大根を作るそうです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	3号、4号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	3号、4号 については、承認することといたします。
	議長	5号、6号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
5号、6号 補足説明	15番	議長、15番 。 5号、6号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、サンエフからずっと西に行って先ほどの案件の手前にあります。2枚はきれいにロータリーがかけてあり、もう一つは狭地で色んなものが植わっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	5号、6号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	5号、6号 については、承認することといたします。
	議長	7号、8号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
7号、8号 補足説明	15番	議長、15番 。 7号、8号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、先ほどの1号2号の続きの土地です。ソルゴーと冬場に大根を作るそうです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	7号、8号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	7号、8号 については、承認することといたします。
	議長	9号、10号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
9号、10号 補足説明	15番	議長、15番 。 9号、10号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、小嶋動物病院の山手の方に2筆、牧草が植わっており、町の方に下る道の1筆、トウモロコシが植わってありました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	9号、10号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	9号、10号 については、承認することといたします。
	議長	11号、12号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
11号、12号 補足説明	15番	議長、15番 。 11号、12号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、鶉戸の本公民館の近くで、牧草が植わっており、冬場に大根を作るそうです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	11号、12号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	11号、12号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	ここで、4番委員の入室を許可します。 ＜ 4番 委員入室 ＞
	議長	13号、14号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
13号、14号 補足説明	8番	議長、 8番 。 13号、14号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、ここから川小の信号を左に曲がって左手にアパートがありますが、その奥になります。水田となっていますが、畑として利用することです。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	13号、14号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	13号、14号 については、承認することといたします。
	議長	15号、16号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
15号、16号 補足説明	8番	議長、 8番 。 15号、16号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、更生橋から右奥に入ったところになります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	15号、16号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	15号、16号 については、承認することといたします。
	議長	17号、18号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
17号、18号 補足説明	11番	議長、11番 。 17号、18号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、鍛冶ノ別府から都農に下る細い道を下っていくと養豚場があるのですが、その養豚場から100メートルくらい北の方になります。きれいになっていましたが、何も植わっていない状態でした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	17号、18号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	17号、18号 については、承認することといたします。
	議長	19号、20号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
19号、20号 補足説明	11番	議長、11番 。 19号、20号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。貸手と借手は親子関係になります。光地区で酪農をされております。10筆のうち私は 4筆、あとは14番委員に調査をしていただきました。2か所は飼料用のトウモロコシが植えられた状態で、もう1か所の2枚はイタリアンを収穫した後でまだ手を付けていない状態でした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	19号、20号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	19号、20号 については、承認することといたします。
	議長	21号、22号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
21号、22号 補足説明	11番	議長、11番 。 21号、22号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、平下地区になります。従来から貸手が今回の借手に貸している土地で今回正式に貸借をするというものでした。現状は、きれいにロータリーをかけておりまして、何も植えられていない状態でした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	21号、22号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	21号、22号 については、承認することといたします。
	議長	23号、24号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
23号、24号 補足説明	17番	議長、17番 。 23号、24号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸手と借手は親子関係です。年金の関係でということでした。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	23号、24号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	23号、24号 については、承認することといたします。
	議長	25号、26号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
25号、26号 補足説明	17番	議長、17番 。 25号、26号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。貸手と借手は夫婦になります。借手は3年か4年くらい前から新規就農者として頑張っております。現地はトウモロコシが植わっております。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はございません。御審議方よろしく願いいたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	25号、26号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	25号、26号 については、承認することといたします。
	議長	27号、28号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
27号、28号 補足説明	9番	議長、 9番 。 27号、28号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所は、祝子塚の公民館から北の方に行きますと突き当りを右側に行ったところが現地になります。以前は芝が植わっていたのですが、芝をやめるということで、借手が使用することになりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしく願いいたします。
	議長	27号、28号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	27号、28号 については、承認することといたします。
	議長	29号、30号 は、関連があるので一括して説明をお願いします。
29号、30号 補足説明	4番	議長、 4番 。 29号、30号 について補足説明いたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
		内容は記載のとおりです。場所は、市納と登り口の堺位の山の裾野にあります。この辺一帯を借手の前身の会社が飼料を作っておりました。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしていると考えます。調査しましたが、何ら疑義な点はありません。御審議方よろしくお願いいたします。
	議長	29号、30号 について、担当委員の補足説明が終わりました。御意見、御質問はございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
31号から40号	議長	29号、30号 については、承認することといたします。
	議長	31号から40号 までの更新案件について、御意見、御質問はございませんか。
	13番	議長、 13番 。 40号の備考欄に基本構想水準到達者とありますが、どういうものですか。
	事務局	議長、事務局 。 基本構想水準到達者とは、認定農業者であったものが、再認定を受けなかったものの、同じ経営を行っている人です。
	議長	他にございませんか。ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求めます。
	議長	全員賛成と認めます。
	議長	31号から40号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
議案第29号 非農地証明	議長	【日程第 10】議案第29号 「非農地証明願いの承認について」を議題といたします。 提案理由の説明を局長が行います。
提案理由	局長	議長、局長。 議案第29号 「非農地証明願いの承認について」その提案理由を説明 申し上げます。 本案件の申請件数は、1件でございます。 申請地の所在、地番、地目及び地積は、別紙記載のとおり であります。 調査担当第2小委員会の委員長報告並びに担当委員の補 足説明をいただきまして、御審議の上、御承認いただきます よう、よろしくお願い申し上げます。
委員長報告	議長	提案理由の説明が終わりました。 調査担当、第2小委員会の委員長報告を求めます。
	7番	議長、 7番 。 第2小委員会の委員長報告を行います。 6月19日に現地調査を行いました。京セラの太陽光発電の 転用漏れであることから非農地相当と判断しました。担当委 員の補足説明を受けて御審議ください。
	議長 議長	第2小委員会の委員長報告が終わりましたので、担当委員 の補足説明を受けて審議を進めてまいります。 1号 。
1号 補足説明	3番	議長、 3番 。 1号 について補足説明いたします。 内容は記載のとおりです。場所がわかりずらかったので、本 人を連れて現地確認をさせていただきました。この農地は、 10年来耕作放棄地として使用しておりませんでした。委員 長説明でありましたとおり、京セラの太陽光発電を作るとい うことで、それはその人ではないのですが、進入路がなく、こ の土地を進入路として確保したいということで、申請があがっ てきているものです。調査しましたが、何ら疑義な点はござ いませぬ。ご審議よろしくお願いいたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
	議長	1号 について、担当委員の補足説明が終わりました。 御意見、御質問は、ございませんか。
	議長	ないようですので、採決いたします。賛成委員の挙手を求め ます。
	議長	全員賛成と認めます。 1号 については、承認することといたします。

川南町農業委員会6月定例総会

項目	発言者	内容
その他	議長	【日程第 11】「その他」となっています。 何かありませんか。
合意解約	事務局	議長、事務局。 「合意解約」について報告いたします。 耕作者の変更が1件、中間管理事業への移行が1件、規模縮小が1件、耕作者が見つからないが1件の計4件です。以上、報告します。
	議長	「合意解約」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
行事予定	事務局	議長、事務局。 「7月の行事予定」について報告いたします。
	議長	「7月の行事予定」について報告がありました。 御意見、御質問はございませんか。
事務連絡	事務局	議長、事務局。 ＜令和7年度農業者年金加入推進特別研修会の案内＞
	議長	事務局より説明がありました。 御意見、御質問はございませんか。
	議長	他に何かありませんか。
	議長	すべての議事日程が終了しましたので、以上をもちまして、令和7年6月の定例総会を閉会いたします。御苦勞様でした。